

令和4年度から幼稚園に入園される  
児童の保護者の皆様へ

岩倉市 子育て支援課

## 「幼児教育・保育の無償化」および「施設等利用給付認定」についてご案内します

日頃より岩倉市の幼児教育・保育行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
います。

さて、標記の件につきまして、制度の概要と必要な手続きについて下記のとおりご案内いたします。お忙しいところとは存じますが、期日までにお手続きをいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 幼稚園に関する幼児教育・保育の無償化の概要について

##### (1) 授業料（保育料） **全児童（満3歳児クラスの児童含む）**

- ・授業料（保育料）および入園料は月額上限25,700円まで無償になります。（入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象に含まれます。）
- ・ただし、園で別途徴収する、給食費（(2)を参照）、通園バス代、教材費、行事参加費等の実費は無償化の対象外ですので、ご注意ください。

##### (2) 給食費 **全児童（満3歳児クラスの児童含む）**

- ・保護者の負担となります。
- ・ただし、副食費（おかずやおやつ等）については、年収が360万円未満相当世帯の児童、または小学校3年生までの児童で上から数えて3人目以降に当たる児童については給付が受けられます。（月額上限4,500円まで）

##### (3) 預かり保育の利用料金

###### **保育の必要性のある児童（満3歳児クラスの児童は住民税非課税世帯に限る）**

- ・保護者の就労や疾病等の事由により、保育の必要性があると認定された児童に限り、預かり保育の利用料金に対して給付が受けられます。
- ・利用日数×450円（月額上限11,300円、満3歳児クラスの児童は月額上限16,300円）まで。

※保育の必要性のない児童が預かり保育を利用しても無償化の対象にはなりません。  
また、月60時間未満の就労など規定を満たさない場合は対象外となる場合があります（保育園と同様の基準で、市で審査します）。

#### 2 必要な手続きについて

##### (1) 認定の区分

世帯の状況により、次のいずれかの認定を受けていただきます。

###### **◎保育の必要性のない児童、預かり保育を利用する予定がない児童**

「施設等利用給付1号認定」を受けていただきます。

⇒次の①④の書類を提出してください。

###### **◎保育の必要性のある児童（満3歳児クラスの児童は住民税非課税世帯に限る）**

「施設等利用給付2号（満3歳児クラスの児童は3号）認定」を受けていただきます。

⇒次の②③④の書類を提出してください。

## (2) 提出書類

- ①「施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）（幼稚園 保育の必要性がない人）」
- ②「施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（保育の必要性がある人）」
- ③保育の必要性の事由の証明書類  
※別紙「保育の必要性の認定事由と証明書類について」を参照し、令和4年4月時点の状況を証明する書類を提出してください。（例：現在は両親ともに就労しているが、4月時点では母が産休を取得している場合、父は就労証明書、母は母子健康手帳の写しを提出。）
- ④保護者欄に記載された人のマイナンバー確認書類  
[1点でよいもの] 顔写真付きのマイナンバーカードの写し  
[2点必要なもの] (1)マイナンバー確認書類(マイナンバーが記載された住民票の写しまたはマイナンバー通知カード)の写し、(2)顔写真付きの身分証明書(運転免許証やパスポート等)の写し

## (3) 提出期限及び提出場所

- ・令和3年12月17日（金）までに、幼稚園にご提出ください。園から別途指示がある場合は、その指示に従ってください。

## (4) その他

- ・上記の他に書類が必要となる場合は個別にご連絡させていただきます。
- ・申請書の記入例を市ホームページで公開していますので参考にしてください。「岩倉市 幼児教育・保育の無償化」で検索するか、右のQRコードからご覧ください。なお、様式のダウンロードも可能です。
- ・兄弟で同時に申請する場合は③及び④の提出は1部で結構です。
- ・兄弟が保育園又は認定こども園（保育部）の令和4年4月入園を申請している場合は、③の提出を省略することができます。省略したことが分かるように、「就労証明書は弟の保育園の4月入園申請書に添付」などと書いたメモを添付してください。
- ・施設等利用給付認定は、年度途中で認定区分を変更することも可能です。



## 3 給付の方法について

### (1) 幼稚園の授業料（保育料）について

- ・市から直接園に支払いますので、保護者からお支払いいただく必要はありません。ただし、月額上限 25,700 円を超える場合は保護者負担となります。
- ・入園料については、園の取扱に従ってください。

### (2) 副食費、預かり保育利用料の給付について

- ・副食費および預かり保育の利用料については、料金全額を一度園にお支払いいただき、4～8月の5か月分と9～3月の7か月分の2回に分けて市から対象者へ給付いたします。
- ・請求の方法や時期については後日ご案内いたします。領収証等が園から発行された場合は必ず保管しておいてください。

【問合せ先】 岩倉市子育て支援課保育グループ 担当：宮田 電話 0587-38-5810（直通）